

広島市水道局規程第3号

令和7年3月26日

給水装置工事の材料、工法その他工事施行上の条件に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 村上裕之

給水装置工事の材料、工法その他工事施行上の条件に関する規程の一部を改正する規程

給水装置工事の材料、工法その他工事施行上の条件に関する規程（平成9年広島市水道局規程第17号）の一部を次のように改正する。

第7条中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。